

議案第9号

佐倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年6月3日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

佐倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年佐倉市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。